

日本農業検定試験 公開会場、準会場における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

**受検申請前に必ずご確認ください、本ガイドラインの内容にご同意いただいたうえで
受検申請、受検をお願いいたします。**

2020年9月1日

一般社団法人 全国農協観光協会
日本農業検定事務局

第8回日本農業検定試験の実施にあたり、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止を目的とした、取り組むべき対策をガイドラインとして定めました。

本ガイドラインは、業界の感染防止ガイドライン作成の要請を受けた特定非営利活動法人全国検定振興機構作成の「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年6月19日改訂）」に基づき、「日本農業検定」の公開会場・準会場試験における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本事項を整理したものです。全国農協観光協会（以下本会）は、本ガイドラインに則り、会場となる施設や受検者の特性等も考慮したうえで、新型コロナウイルスの感染症予防に取り組みます。

本ガイドラインの内容は、知見の集積や地域の感染状況、公的機関の対処方針変更等を踏まえ必要に応じて適宜改訂を行いません。

また、変更が発生し、受検者に関わる事項の場合は、公式サイトへ内容を告知します。

1. 感染防止のための基本的な考え方

「日本農業検定」は公開会場、準会場、において受検者や運営スタッフ、施設職員等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じます。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）を避けるなど、受検者や運営スタッフ、施設職員等へ感染リスクを低減するよう徹底します。

2. リスク評価

本会は、新型コロナウイルスの主な経路とされる①接触感染②飛沫感染のそれぞれについて、受検者や試験運営関係者、施設職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。また、その対策に付いては、受検者や試験スタッフに事前に周知徹底します。

(1) 飛沫感染リスク対策

試験会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会場内で大声を出す場がどこにあるかなどを評価します。

(2) 接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる場所と頻度を特定します。高頻度接触部位（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなど）は特に注意します。

(3) 地域における感染状況のリスク対策

試験実施地域で国や自治体からの要請や地域感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討します。検討の結果、感染拡大リスクが残る場合には、更に対応を強化することや検定を中止する場合があります。

3. 第8回日本農業検定試験の実施

(1) 試験実施の可否について

①現時点（2020年8月時点）においては、第8回日本農業検定試験は予定どおり実施いたします。

②今後の第8回日本農業検定試験の実施可否については、下記の事象が発生した場合、中止もしくは延期等の判断を行う場合があります。

◆緊急事態宣言の発令等が全国又は一部地域で発令された場合

◆感染症拡大状況や社会的情勢に変化が生じた場合

◆受検者の感染予防対策、感染症拡大防止策、ならびに試験開催準備（資材運搬、会場確保、運営スタッフ確保等）に何かしらの支障が発生した場合

③実施可否に関する情報は、逐次更新される場合がありますので、公式サイトのご確認をお願いいたします。

(2) 受検申込と試験会場の立地・定員について

①公開会場受検申込（10月1日開始）およびCBT受検申込（12月1日開始）掲載の試験実施地区への会場設置にむけて準備を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策等で会場施設側の貸出の制限などにより、下記の影響が想定されます。

◆公開会場試験会場の収容数に制限が出て、受検申請が定員を超える場合は、近隣のCBT受検会場への受検申請をお願いいたします。また、近隣会場にも余裕がない場合は受検申請をお取り下げいただく場合がございます。

②準会場受検について

会場となる学校や団体で定めたガイドラインまたは、本ガイドラインに準じて運営・対応をお願いいたします。

③CBT 会場受検について

各会場で定められたガイドラインに基づき運営・対応致します。

4. 試験会場来場の際の受検者（ならびに運営スタッフ等）へのお願い

(1) 試験運営会場で実施の感染予防対策について

- ◆試験運営スタッフは、出勤時に各自検温を行ない、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度以上）は自宅待機とします。
- ◆試験運営スタッフのマスク、フェースシールドの着用を義務化します
- ◆試験問題、マークシートの配布・回収時には使い捨て手袋を着用します。
- ◆貸出物について十分は消毒を行なうとともに、十分な消毒が難しい場合は、貸出しいたしません。
- ◆十分な換気を行ないます。（こまめに窓・ドアを開ける、空調を使って空気の循環等）
- ◆会場入口にアルコール消毒液を設置義務化します。
- ◆試験時間の間の休憩時間にアルコール消毒液でのドアノブや机、椅子などの消毒清掃を実施します。また、清掃や消毒を行なう者は、マスクや手袋の着用を義務付けます。
- ◆清掃や消毒を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗を行ないます。
- ◆受検者の受付時に本人の体調確認および検温を実施します
- ◆ゴミ箱は使用禁止とします。
- ◆トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示します。
- ◆トイレのハンドドライヤーは使用禁止とします。
- ◆受付、試験室にて受検者同士の間隔を確保します
- ◆試験教室ごとの収容人員を定員の50%以下を目安に制限します。
- ◆教室の入場時や退場時等に行列が生じる場合は、最低1mを目安に可能な限りの間隔を空けた整列を促します。
- ◆座席は最低1mを目安に可能な限りの間隔を開けて配置します。
- ◆休憩スペースは使用を禁止します。
- ◆トイレなど待機列が出来た場合は、最低1mを目安に可能な限りの間隔を空けた整列を促します。
- ◆検定の運営に当たって、運営スタッフを会場の管理・運営に必要な最小限の人数とする。

- ◆エレベーターの使用を制限し、階段の使用も奨励します。
- ◆試験時間以外にも可能な限り私語を慎むよう告知します。

(2) 受検者様へのお願いについて

- ① 以下に該当する場合は受検をご遠慮いただきますようお願いいたします。
 - ◆当日体温を測定し、37.5度以上の熱がある場合。(又は平熱比1度超過)
 - ◆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。
 - ◆受検の前14日以内に、発熱や感冒症状で受診や服薬をした場合。
 - ◆感染拡大している国や地域への渡航歴が14日以内にある場合。
 - ◆同居する人が以上の各項目に当てはまる場合。
 - ◆心臓病・糖尿病・高血圧症などの基礎疾患があり、リスクが高いと自覚する場合。
- ② 試験当日にご来場の皆様におきましては、以下についてご理解とご協力をいただきたくお願い致します
 - ◆来場時には必ずマスクの着用をお願いいたします。マスクのご用意がない場合は、会場 スタッフにお申し出ください。
 - ◆本人確認の際は、マスクの着脱を御願います。
 - ◆会場入場の際、入口で手指のアルコール消毒を行ってください。
 - ◆飛沫飛散防止のため、会場内での私語をご遠慮ください。
 - ◆当日会場で体調が悪くなった場合は、必ず試験監督員にお申し出ください。
 - ◆激しい咳や発熱などの症状がある受検者の方には、受検を中止しお帰りいただく場合がありますのでご了承ください。
 - ◆受付やトイレ等で行列を作る場合、1メートル以上の間隔を空けてお並びください。
 - ◆新型コロナウイルスの感染拡大を防止する際に必要となる個人の情報が、必要に応じて保健所等の公的機関に提供される場合があります。

5. 感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 感染が疑われる方には速やかに帰宅を促します。
- (2) 感染が発生した可能性のある部屋の換気を行ない、消毒液による消毒を行ないます。
- (3) 日本農業検定事務局、および団体受検の組合、企業ご担当者様は保健所へ速やかに連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受けます。
- (4) 感染が疑われる者と接触した運営スタッフ・受検者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成します。

◆検定の終了後に、受検者の中から感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報交換を行います。

尚、同時に日本農業検定事務局にご連絡もお願いいたします。

TEL 03-5297-0325 FAX 03-5297-0260